

I. 不正薬物の密輸動向

1. 不正薬物の摘発状況

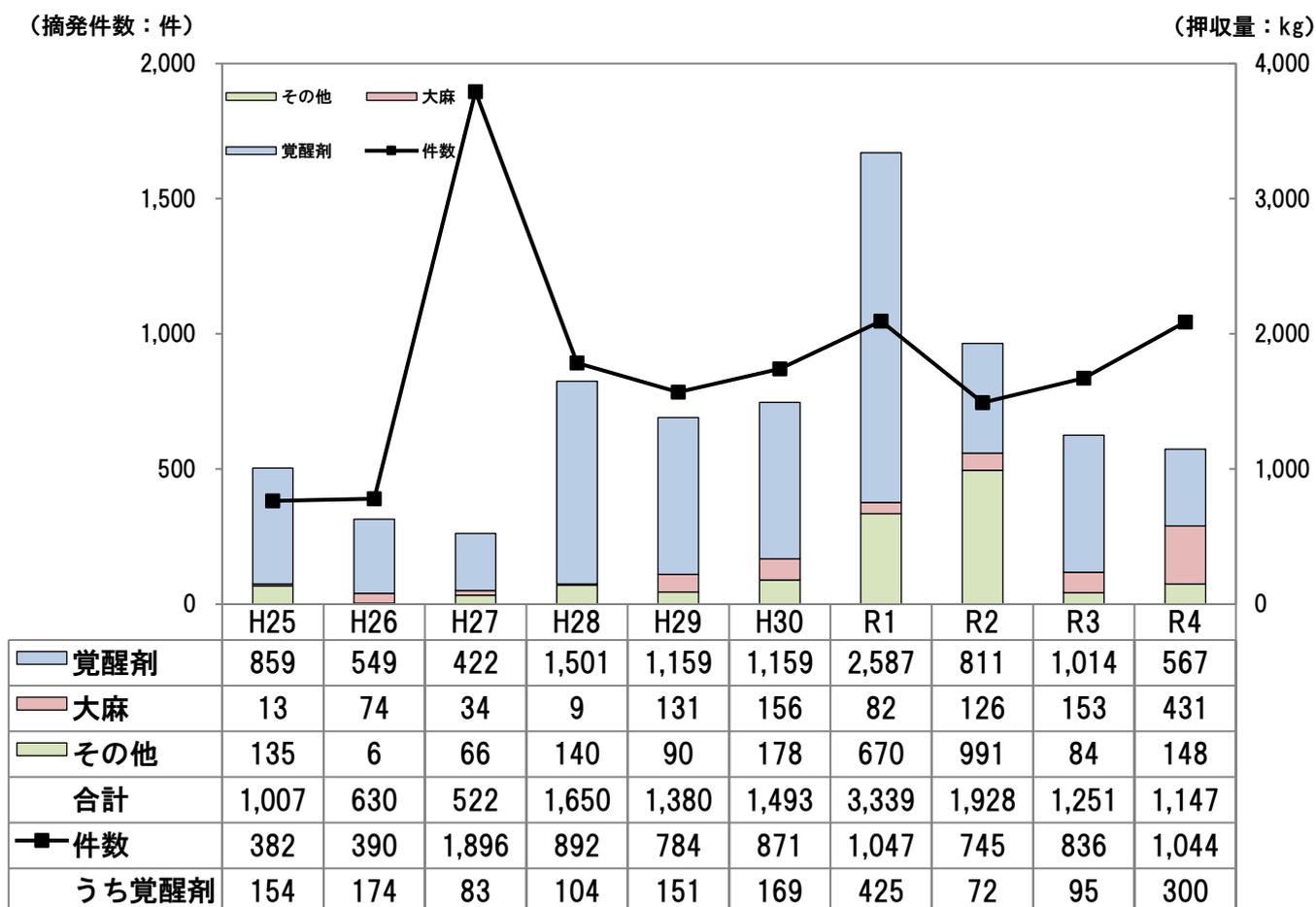
令和4年の1年間における不正薬物*¹密輸事件の摘発件数は1,044件（前年比25%増）と増加し、押収量*^{2,3}は約1,147kg（同8%減）と減少しました。摘発件数は過去3番目を記録し、押収量は7年連続で1トンを超え、過去10番目を記録し、深刻な状況となっています。

*1 覚醒剤、大麻、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物をいう。

*2 錠剤型薬物を除く。

*3 重量等未確定につき含まれないものがある。以下、個々の押収量についても同様。

不正薬物の摘発件数と押収量の推移

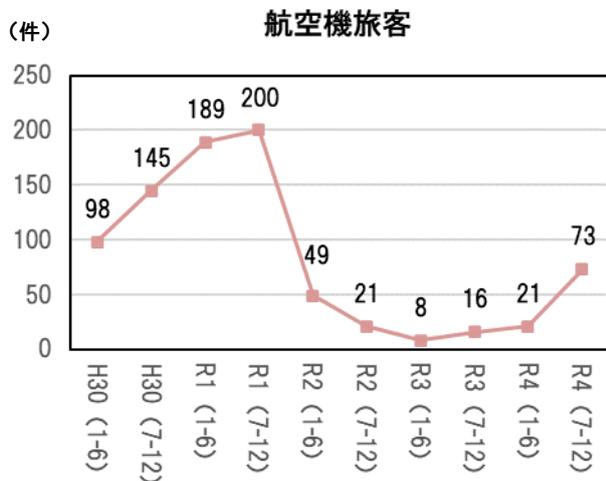
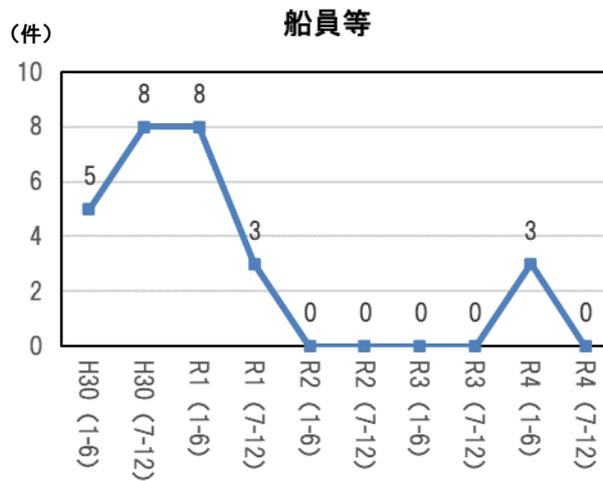
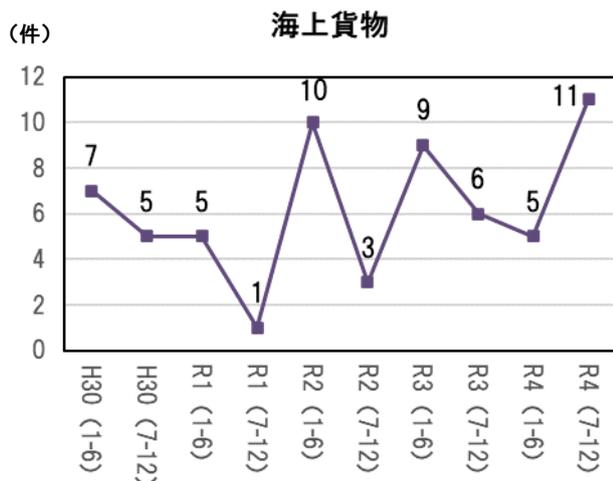
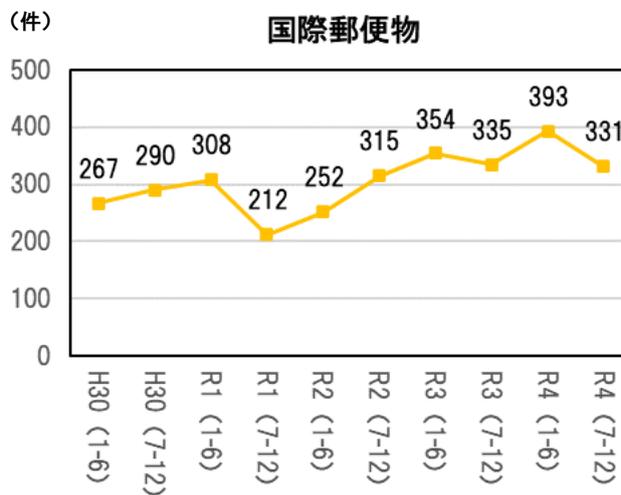
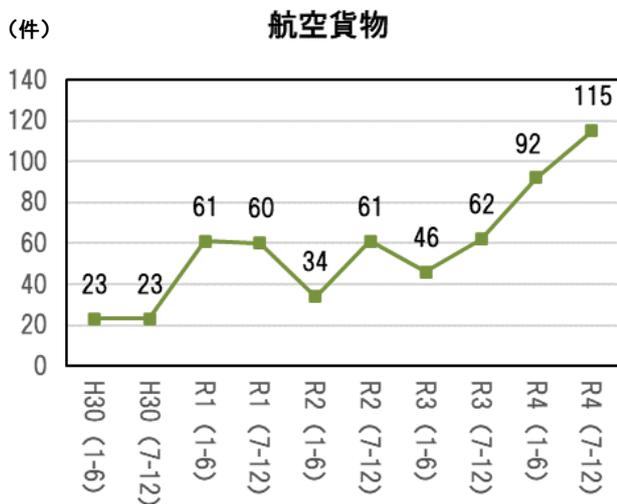


(注) その他とは、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物をいう。令和4年の数値は速報値。

令和元年は、平成31年1月から令和元年12月を示す。以下同じ。

不正薬物全体の密輸形態別摘発実績では、摘発件数はいずれも前年より増加し、航空貨物の摘発件数が前年比92%増、航空機旅客の摘発件数が前年比約3.9倍と大幅に増加しました。また、国際郵便物の摘発件数が前年比5%増となり、前年に引き続き高水準となりました。

不正薬物の密輸形態別摘発件数の推移



(注) 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客等を含む。
航空貨物には、航空での別送品を含み、海上貨物には、海上での別送品を含む。

(1) 覚醒剤

<覚醒剤の摘発状況>

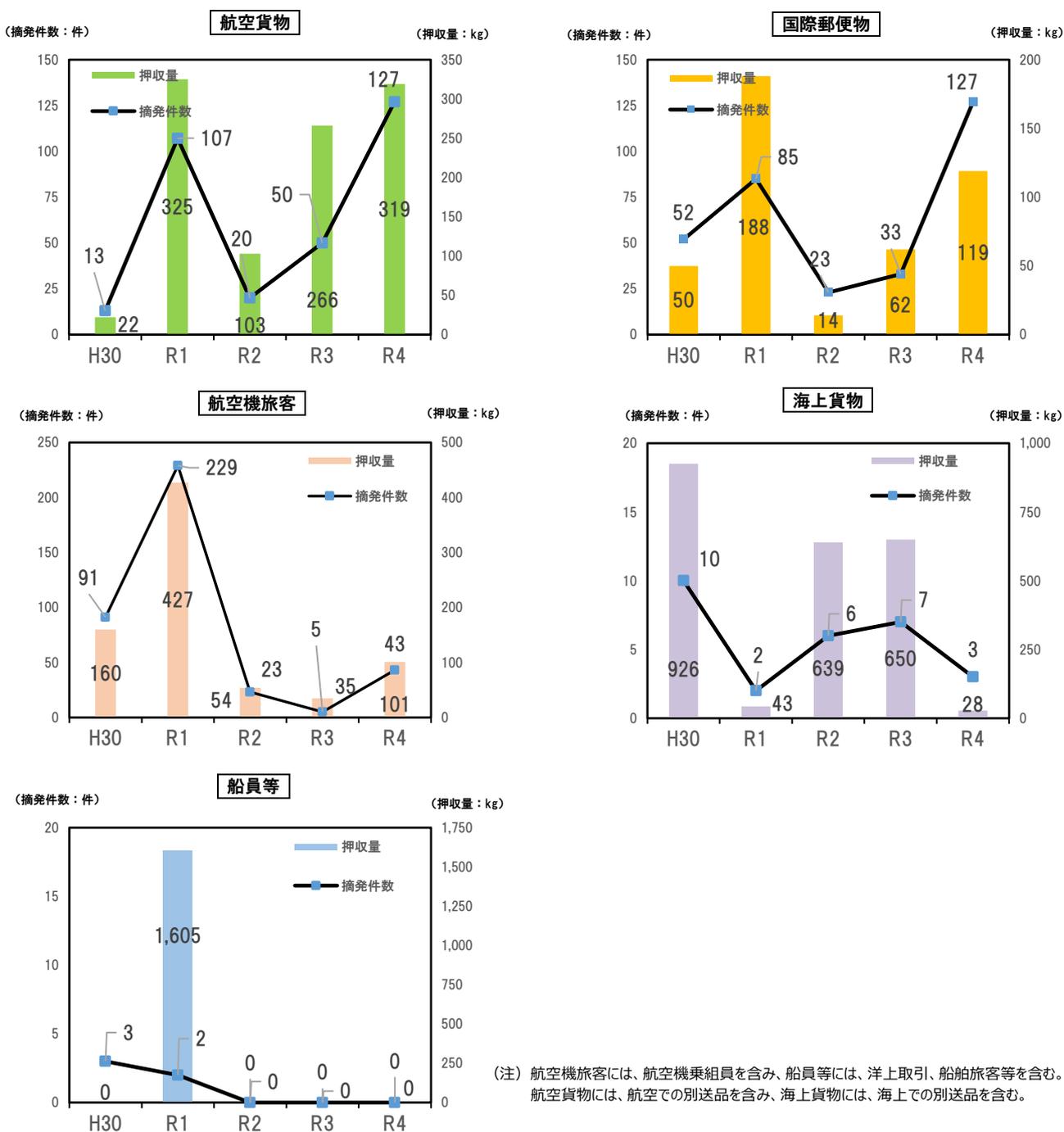
令和4年の1年間における覚醒剤密輸事件の摘発件数は、300件（前年比約3.2倍）と増加し、押収量は約567kg（同44%減）と減少しました。

なお、押収した覚醒剤は、薬物乱用者の通常使用量で約1,892万回分、末端価格にして約335億円に相当します。

密輸形態別では、航空貨物、国際郵便物及び航空機旅客において、摘発件数・押収量共に前年より増加しました。

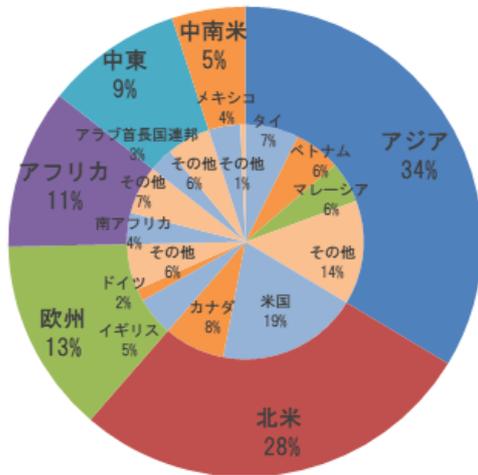
一方、海上貨物は前年より減少し、船員等の摘発はありませんでした。

密輸形態別の摘発件数と押収量の推移

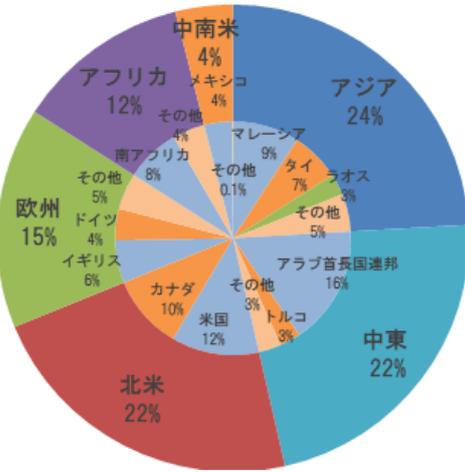


密輸仕出地別では、摘発件数の割合をみるとアジアが 34%（101 件）と最多となりました。
また、押収量の割合についても、アジアが 24%（約 137kg）と最大となりました。

仕出地別摘発件数



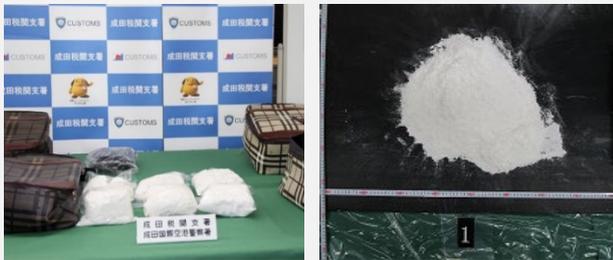
仕出地別押収量



＜覚醒剤の主な摘発事例＞

【事例 1】

アラブ首長国連邦から成田国際空港に到着した日本人 3 名の携帯品に隠匿された**覚醒剤計約 9 kg**を摘発しました。（令和 4 年 5 月・東京税関）



【事例 2】

トルコから到着した航空貨物（食料品缶詰）に隠匿された**覚醒剤約 5.6kg**を摘発しました。（令和 4 年 1 月・東京税関）



【事例 3】

メキシコから到着した国際郵便物に隠匿された**覚醒剤約 1.7kg**を摘発しました。（令和 4 年 4 月・名古屋税関）



【事例 4】

アメリカから到着した航空貨物（3D プリンタ用フィラメント）に隠匿された**覚醒剤約 2 kg**を摘発しました。（令和 4 年 11 月・東京税関）



(2) 大麻

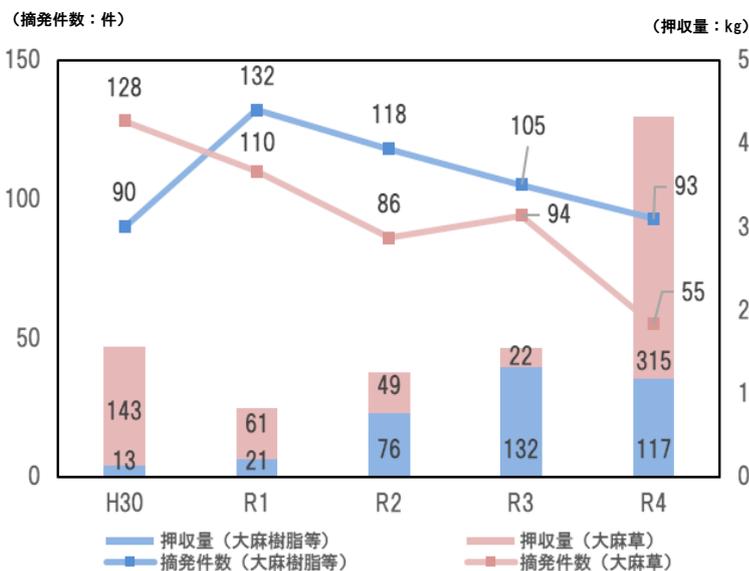
<大麻の摘発状況>

令和4年の1年間における大麻密輸事件の摘発件数は、148件（前年比26%減）と減少した一方、押収量は約431kg（同約2.8倍）と増加しました。

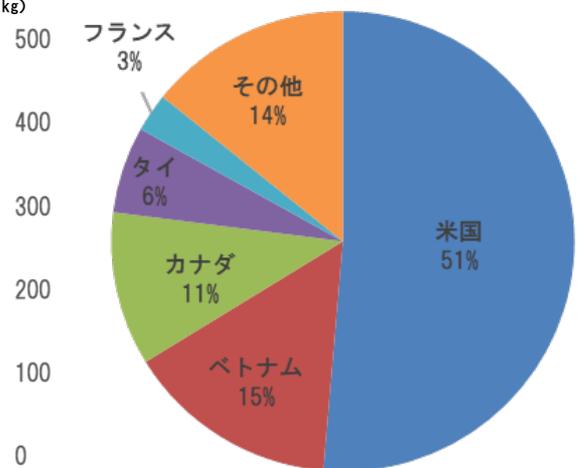
大麻草の押収量は約315kg（同約14.5倍）と増加し、大麻樹脂等（大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品を含む。）の押収量は約117kg（同11%減）と減少しました。

仕出地別の摘発件数では、アメリカが51%、次いでベトナムが15%、カナダが11%となり、北米で約6割を占めました。

摘発件数と押収量の推移



仕出地別摘発件数



<大麻の主な摘発事例>

[事例5]

アメリカから到着した国際郵便物に隠匿された**大麻草約1.3kg**を摘発しました。

(令和4年8月・大阪税関)



[事例6]

インドから到着した航空貨物（木製テーブル）に隠匿された**大麻樹脂約4.8kg**を摘発しました。

(令和4年6月・門司税関等)



(3) 麻薬

<麻薬の摘発状況>

令和4年の1年間における麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA 等）密輸事件の摘発件数は前年とほぼ同数の232件となり、押収量は約131kg（前年比約2.2倍）と増加し、錠剤型は約78千錠（同41%減）と減少しました。

MDMA等の摘発件数は96件（同19%増）と増加し、押収量は錠剤型が約78千錠（同40%減）と減少し、その他の形状が約46kg（同52%増）と増加しました。

コカインの摘発件数は28件（同18%減）と減少し、押収量は約48kg（同約3.3倍）と増加しました。

<麻薬の主な摘発事例>

[事例7]

ペルーから関西国際空港に到着したペルー人1名の携帯品に隠匿されたコカイン約10kgを摘発しました。
(令和4年9月・大阪税関)



[事例8]

ドイツから到着した国際郵便物に隠匿されたMDMA約1.6kg及びケタミン約212gを摘発しました。
(令和4年8月・名古屋税関等)



(4) 指定薬物

<指定薬物の摘発状況>

令和4年の1年間における指定薬物密輸事件の摘発件数は348件（前年比15%増）と増加し、押収量は約17kg（同13%減）と減少しました。

<指定薬物の主な摘発事例>

[事例9]

台湾から到着した国際郵便物に隠匿された指定薬物（亜硝酸イソブチル）計約31gを摘発しました。
(令和4年2、11月・横浜税関)



2. 不正薬物の乱用がもたらす影響

覚醒剤や麻薬などは、それを乱用する人間の精神や身体をボロボロにし、人間が人間として生活を営むことができなくなるだけでなく、場合によっては死亡することもあります。

また、不正薬物の乱用による幻覚・妄想が、殺人、放火等の凶悪な犯罪や交通事故を引き起こすことがあるなど、乱用者本人のみならず、周囲の人、さらには社会全体に対しても、取り返しのつかない被害を及ぼしかねないものです。

(1) 精神と身体への影響

覚醒剤をはじめとする不正薬物の乱用は、精神と身体の両面を深く致命的に破壊します。体の主要な器官に次のような深刻な悪影響を及ぼし最悪の場合死に至らしめます。

- 脳…脳の委縮、脳出血〔記憶力低下・ぼけ症状〕
- 眼…視神経の異常、眼底出血〔視力低下・失明〕
- 気管支…粘膜異常〔気管支炎〕
- 肺…粘膜異常〔肺がん〕
- 胃…胃粘膜の異常及び出血〔胃痛・吐き気・嘔吐〕
- 骨髄…赤血球の形成異常〔貧血〕

また、薬物の乱用により、脳の正常な発達を止めてしまい、精神のバランスを悪くさせます。また一時的に頭が冴える、神経が興奮するというような感覚を得たように感じられることがありますが、その後、脱力感や疲労感に襲われ、ついには幻覚、妄想といった症状が引き起こされます。

(2) 周囲の人たちへの影響

薬物乱用がもたらす影響は個人にとどまらず、周囲の人や社会全体に害をもたらします。代表的なひとつが暴力です。長い間、薬物を乱用していると、知覚障害・食欲減退・情緒障害、幻覚や被害妄想が強くなり、家族に乱暴したり、常に凶器をもち歩くなどの異常行動がめだつようになります。家族や周囲の人たちはそれらにふりまわされ、恐怖と苦痛の毎日を強いられることとなります。

また、不正薬物の密売価格は高額であり、ばく大な借金に追い回されたあげく、家庭崩壊、生活破綻にまでいきついたり、未成年の子どもが家の金品を持ち出したりするなど、薬物乱用は経済的にも深刻な事態を招きます。

さらに、薬物乱用はさまざまな犯罪にもむすびついています。幻覚や妄想、フラッシュバック現象*によってひきおこされる殺人、放火、監禁、傷害などの凶悪な事件や、薬代欲しさの窃盗などがあとをたちません。

このほか、乱用薬物が国際麻薬犯罪組織や日本の暴力団の資金源になるといった社会問題など、薬物乱用による影響は広い範囲にわたり、さまざまな角度から市民生活をおびやかしています。

*薬物の乱用などでひとたび幻覚・被害妄想などの精神病の症状が生じると、治療によって表面上は回復しているかにみえても、精神異常が再び起こりやすい下地が残ってしまい、乱用をやめ、普通の生活に戻ったようでも、何かの刺激によって再び幻覚・妄想などの精神異常が再燃することがあります。これをフラッシュバック（自然再燃）現象といい、お酒を飲んだり心的なストレスなど、ほんの小さなきっかけでおこってしまうのです。

参照、引用先 税関HP

<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/smuggler/abuse.htm>